

就学支援推進校設置者 様

大阪府府民文化部私学・大学課長

大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱の改正について(通知)

標記要綱について、下記のとおり改正し、平成25年度から適用することとしたのでお知らせします。  
本通知及び改正後の要綱については、私学・大学課ホームページ及びセキュアSAMBA(サンバ)に掲載していますので、次のアドレスからご覧いただき、適切に対応いただきますようお願いいたします。

○私学・大学課ホームページ(私立学校(園)向けのお知らせ)

<http://www.pref.osaka.jp/shigaku/info/>

○セキュアSAMBA(サンバ)

共有フォルダ>20130528\_授業料支援補助金要綱改正

記

1 授業料支援補助金の遡及適用(第8条第3項)

市町村が遡って過年度の市町村民税所得割額の更正を行い、本来であれば、当該過年度に補助金の所得要件を満たしていた場合は、保護者が更正通知書を受け取った日から15日以内に学校に授業料支援申請書を提出し、また、学校が知事に補助金交付申請書を提出することにより、本来の提出期限(知事が定める日)までに補助金交付申請書の提出があったものとみなし、遡及して補助金を交付することとした。

2 在学期間が3年を超える生徒に対する授業料支援(附則)

在学期間を通算すると36月を超えるため、10月1日時点で就学支援金の支給対象とならない生徒であっても、10月1日に在学している場合は、9月末までにおいて就学支援金が支給される期間については、補助金の交付対象とすることとした。

3 様式(様式第1号)

授業料支援申請書の記入が容易にできるよう変更したほか、オンラインを用いた授業料支援システムの運用を開始するにあたり、個人情報に関する取扱いについて、必要事項を明記した。

大阪府府民文化部私学・大学課  
小中高振興グループ 今井、吉崎  
TEL : 06-6210-9274(直通)  
専各振興グループ 瀬戸口、清座  
TEL : 06-6210-9272(直通)